

11世紀初頭の12イマーム派の イスラム教理問答（抄訳）

加 賀 谷 寛

従来、わが国におけるイスラム研究の多くがイスラム文化史への傾向をもち、狭義のイスラム宗教史研究は一部を除いて、未確立の現状である。イスラム宗教史研究を確立、発展させるためには、イスラムの宗教諸学の各領域の文献テキストの整備、拡充とともに、基本文献を重点的に選出して、それらを厳密に翻訳する作業を開始しなければならない。

シーア派(その諸派のうち、とくに12イマーム派)のイスラムを研究する私は、同派神学 (kalām) のすぐれた要約といわれる、11世紀初頭の教理問答書、Abū ‘Abdullāh Mhd. b. al-Nu‘mān Qummī Hārithī Baghdādī (通称 Shaykh Mufid) (没年 413/1022) 著、*al-Nukat al-I‘tiqād* (『信条の諸要点』) をとりあげ、ここに抄訳した。なお本研究は文部省科研昭和38年度宗教部門の個別研究の一つとして、おこなったものである。

同書は、序につづいて、1) 神の認識、ならびに神の属性 (1—69問答)、2) 神の義 (70—73問答)、3) 予言者論 (*nubuwwa*) (74—88問答)、4) イマーム論 (*imāma*) (89—103問答)、5) 復活 (*ma‘ād*) (104—107問答) の5部から構成されるが、ここでは、シーア派信条をスンニー派信条から区別する場合の特色をなす「神の義」、ならびに「イマーム論」の2部のみを訳出する。同書テキストとして、現代イランにおけるイスラム宗派史 (*al-milal wa al-nihal*) の研究者、M. J. Mashkūr による Baghdādī, *al-Farq bain al-Firaq* のペルシャ語訳、*Ta’rikh-e Madhāhib-e Islām* (Tabriz, H. Sh. 1333) に附された、同氏ペルシャ語訳 (pp. 1-29) を使用した。同氏によると (ibid., p. 1, n.), 原文アラビア語のテキストは、Ayatullāh Sayyid Hibbat al-Dīn Shahrastānī 編により、A. H. 1340/1921-22, および 1343/1924-25 の二度にわたり、バグダードで出版されている。その版に附された編者による注釈 (*hawāshī*) が Mashkūr 訳本にそのまま訳されて、附されているところから、同版が底本となっていることは確実である。したがって、以下の訳において「注」としたものは、その編者によるも

11世紀初頭の12イマーム派のイスラム教理問答

のである。「訳注」としたのは、私によるものである。

Mashkūrによると、同書のペルシャ語訳はそれが初めてでなく、それまでに3訳本が出版されているということである。1は、Aqā Shaykh Ghulām Ḥusayn Tabrīzī (n. d.), 2は、Mḥd. Taqī Dānish-Pajhūh (H.Sh. 1324=A. D. 1945-46, Teheran), 3は、Aqā Shaykh Mḥd. Mahdī Sharaf al-Dīn Shushṭarī (H. Sh. 1329, Teheran) である。Mashkūr はそれらの諸訳本を参照しながら、al-Baghdādī の同氏訳と調和するように、新しく訳出したと述べている。

同書訳に入るまえに、イスラム宗教史に占める同書の位置と、その若干の性格について述べておく必要がある。

10世紀以降、12イマーム派の宗教活動は、それに対して寛容な、あるいはそれを保護した諸地方王朝との関連なしに、発展することができなかったであろうことはすでに指摘されているところである。とくに Būye 朝 (Āl-e Būye) の Aḥmad Mu'izz al-Dawle (324/936—356/967) がバグダードに勢力を確立した 334/945 年からは、すでに同市内 Karkh 地区を占めたシーア教徒は教勢確立にきわめて恵まれた時期を迎えることとなった。^{注1)} その後、セルジューク朝の Tughril Beg がバグダードに支配権を確立して以後政策が変化して、シーア派の活動が再び困難におちいる。^{注2)}

このような変動期の政治史を背景として、とくに Būye 朝下のバグダードを中心として、シーア派の神学、法学、伝承学の組織化、体系化がみられた。この時期の法学の基礎づくりは、今日にいたるまで 12 イマーム派にとって正典とされるハディースの集録、「四書」の確立に明確にあらわれている。本書の著者 Shaykh は、その「四書」の編者の一人、Shaykh Abū Ja'far Mḥd. b. Ḥasan Ṭūsī (通称 al-Shaykh al-Ṭā'ifa) (没年 458/1065 あるいは 460/1068) の師であった点で、Shaykh al-Murtaḍā とともに、同時期の同派の神学・法学運動にきわめて大きな役割を果しているとみなければならない。また本原著者は、ブーイェ朝の 'Aḍud al-Dawle (338/949—372/983) と結びついていたことも、注目しなければならない点であろう。^{注3)}

さて、本書の内容をみると、教理の取り上げ方が、著しく論理的で、主知論的 (intellectualist) なことが一目瞭然となろう。これは同時代のスンニー・イスラムとも共通する神学の一般的傾向を示すものであろう。イスラムの信条の諸展開を整理した A. J. Wensinck, *Muslim Creed* (Cambridge Univ. Press, 1932) は、11世紀、12世紀のイスラム神学を、「神学的主知主義」 ('theological intellectualism') とよんで特徴づけている。^{注4)} それによると、同時期の信条は初期イスラムの短文形式 'for-

mulae' でなく、またイスラム教界内部の教派に対して正統派の立場を擁護するための信仰箇条集とも異なり、一般初心者にむけられた教理問答 ('catechism') の形式をとっている点をあきらかにしている。認識の根拠として、1) 感覚、2) 伝達の系統の明確な伝承 (mutawātir), 3) 理性、の三原理を確立して、演繹的に、神の存在論、属性論、世界との関係論、予言者論、などの教義に適用して、その普遍妥当性、合理性、必然性を証明することがすべてとなっている。そこには神学の万能の感覚が強みながっている。「マホメットはアリストテレスによって光を奪われ、アッラーはコーランにおける神でなく、敬虔な祖先の神でもなく、宗教経験に結びつけられた神でもない。アッラーはそこでは世界の存在形式から論理的演繹によって導きだされたものである。」^{注5)} また他宗派に対する攻撃、防禦という 'polemical' な態度が本書においては正面にでていない点も注目される。しかしこれらのことは自由なる思弁、あるいは論理の貫徹、を意味するものでなく、イスラムの基本であるイスラム法に決して反することがないように周到な注意が払われた上、12イマーム派教会の側から思弁、論理の許容される枠組をつくったものとみななければならない。

注1) Art. *Shi'a* (R. Strothmann) *Encyclopaedia of Islam* (以下 E. I.)

2) *Dhahibullāh Ṣafā, Ta'rikh-e Adabiyāt dar Irān* (H. Sh. 1339, Teheran), vol. ii, pp. 181ff.

3) Art. *Shi'a*.

4) A. J. Wensinck, p. 248.

5) *Ibid.*, p. 248.

以下は、本訳文中にあらわれた主要術語の索引である。数字は問答番号を示す。

神

恩寵 (<i>luṭf</i>)	審判の約束 (<i>wa'd wa wa'id</i>)
(知恵) → 恩寵 → イマーム 73.
..... 91, 100, 102.	義務的な御業 (<i>wājib</i>)
—— (<i>ni'ma</i>) 71, 100.
..... 95.	—— の定義
義 (<i>adl</i>) 72.
—— を行うもの (<i>'ādil</i>)	現象 (<i>hawādith</i>) を生ぜしめるもの
..... IIn., 70, 73. 70.
—— の定義	知者 (<i>hakim</i>)

11世紀初頭の12イマーム派のイスラム教理問答

<p>…………… 71.</p> <p>コーラン……………95, 99n.</p>	<p>…………… 70.</p> <p>—— の定義</p> <p>…………… 71.</p> <p>知恵 (<i>hikma</i>)</p> <p>…………… 89, 91.</p>
<p>世界</p> <p> 終末</p> <p> …………… 97.</p>	<p>イスラム教会 (<i>'umma</i>) (宗教的共同体)</p> <p>…………… 94, 95n.</p>
<p>実践</p> <p> (神, イマーム, 人間を強制する)</p> <p> 邪悪な (<i>qabīḥ</i>)</p> <p> …………… 71, 73, 93.</p> <p> —— の定義</p> <p> …………… 72.</p> <p> 義務的命令 (<i>amr wājib</i>)</p> <p> ……………73, 102.</p>	<p>イスラム法 (<i>Sharʿ</i>)</p> <p>…………… 93.</p> <p>禁止命令 (<i>nahy min munkar</i>)</p> <p>…………… 93.</p> <p>義務 (<i>wujūb</i>)</p> <p>…………… 93.</p>
<p>予言者</p> <p> モーゼ (<i>Mūsā</i>)</p> <p> …………… 95ト, 95n.2.</p> <p> 予言者 (<i>Rasūl</i>) の無垢</p> <p> …………… 92.</p> <p> —— の後継者 (イマーム)</p> <p> …………… 94, 95イ.</p> <p> —— の指定遺言執行人 (<i>waṣī</i>) (イマーム) …………… 95ロ.</p>	<p>予言者と奇蹟</p> <p>…………… 97n.2.</p> <p>—— のハディース (<i>ḥabar</i>, pl. <i>akḥbār</i>)</p> <p>…………… 95, 97.</p> <p>—— の娘をめぐったもの (アリー)</p> <p>……………95ル.</p>
<p>イマーム</p> <p> —— の任命 (<i>naṣb</i>)</p> <p> …………… 89.</p> <p> —— の定義</p> <p> …………… 90.</p> <p> 裁判官</p> <p> …………… 95ニ.</p>	<p>—— の無垢 (<i>'iṣma</i>) …………… 92, 93.</p> <p>第一代アリー (<i>'Alī</i>)</p> <p>…………… 94, 95ニ, 95n.2.</p> <p>—— の系統 ……………96.</p> <p>第三代フサイン (<i>Ḥusain</i>)</p> <p>…………… 97.</p>

「信徒の首領」(<i>amir al-mu'minin</i>)	元首 (<i>walī, mawlā</i>)
…………… 95 ハ.	…………… 95, 95n. 1.
イスラム法の守護者	—— (<i>walī amr</i>)
…………… 93.	…………… 95n. 2.
地位の継承 (<i>tawātur</i>)	守護者 (<i>mawlā</i>)
……………97, 97n. 1.	…………… 95.
奇蹟 (pl. <i>mu'jizāt, karāmāt, Pr. nayārastanihā</i>)	馭者 (<i>rākibān</i>)
—— (岩を軟くすること, 岩に刻印すること)	…………… 95 ヌ.
……………97, 97n. 2.	イスラム教会 (<i>'umma</i>) の指導者
—— (イマームを識別する方法)	…………… 94, 95n.
…………… 103.	ムハッ マッド・ビン・ハサン・アスカリー (Mḥd. b. Ḥasan al-'Askarī)
メシア (<i>Mahdī</i>) …………… 98.	…………… 98, 99, 101.
カーイム・ル・マカーム (<i>Qā'im al-Maqām</i>)	—— のお隠れ (<i>ghaiba</i>) …………… 101n.
(后継者)	鶏の共餐 (<i>al-ṭayr al-mushwa</i>) …95, 95n. 3.
…………… 97, 98, 101n.	ハイバルの斗い (<i>Khaybar</i>)
その他	…………… 95. n. 4.
アロン (<i>Hārūn</i>)	
……………95, 95n2.	

第二部 (神の) 義 ('*adl*) について

注 神が義を行うもの ('*adil*) でなければならぬ、という観念は、(イスラムにおいて)、Mu'tazila 派、および Zaid 派 (al-Zaidiya)、Ja'far 派 (Ja'fariya) などすべてのシーア諸派の見解である。后世スンニー派の大部分も、この見解をとっている。

70 問—現象 (*hawādith*) を生ぜしめるもの(神)は、義なるもの ('*ādil*, Pr. *dādgar*) であり、かつ知者 (*hakim*) であるか否か。

答—それは義なるものであり、かつ知者である。

71 問—義を行うもの、および知者の定義を述べよ。

11世紀初頭の12イマーム派のイスラム教理問答

答—義を行うものとは、邪悪な (*qabih*) ことを行わず、義務的な (*wājib*) 行為を乱さないようなものである。

72 問—邪悪な行為、および義務的行為の定義を述べよ。

答—邪悪な行為とは、それによって行為者が現世で非難を受け、来世で罰にあうような行いのことであって、そのような行為をなさないものは、現世、来世によき報いを獲得する。つぎに義務的行為とは、その行為者が現世では賞められ、来世ではよき報いにあうような行いであって、そのような行為をなさないものは、現世で非難され、来世では神罰にあうようなことである。

73 問—義を行うものにして知者である神が、邪悪な行為をなさず、その義務的命令 (*amr wājib*) に支障を来さないということはどのようにして証明できるか。

答—それはつぎのように証明できる。^{註1)}

もしそうでないなら、神は欠陥をもつことになる。しかるに神には不完全とか不足はありえないことである。さらにもし邪悪な行為が神にかなえられるならば、人間は虚言すらいふことができるし、もはや神の (審判の) 約束 (*wa'd wa wa'id*) に安心しておられなくなってしまうし、宗教のすべての掟は喪失してしまうことになる。このようにして予言者たち、使徒たちを (神が) 派遣した意図は破綻してしまう。

注 'adi についてのその他の証明として、*Mawāhib al-Mushāhad* の書を見よ。

第四部 イマーム論 (*imāma*)

89 問—知恵 (*ḥikma*) はイマームの任命を必要とし、要請するか否か。

答—然り。知恵はイマーム^{註)}の任命 (*naṣb*) を要請する。

注 イマームはまた *Wali*, *Khalifa* ともよばれる。

90 問—イマームの定義はなにか。

答—イマームとは、宗教的、ならびに世俗的事柄において予言者の後継者でありすべてにわたる指導権 (*riyāsat 'amma*) をもつものことである。

91 問—イマームが知恵によって必要とされるという根拠を示せ。

答—その根拠は神の恩寵にある。さらに神の恩寵 (*luṭf*) は知恵によって必要とされる。

92 問—イマームたることは、無垢なもの (*ma'ṣūm*) であることが条件となるか否か。

答—予言者たる条件が無垢であることと同じく、イマームにとっても無垢たることが条件である。

訳注 Ibn Bābūye (二人のうち、子の方)は予言者、ならびにイマームに二次的事柄についての誤り、罪 (*sahw*) を認め、絶対的無謬論は異端的誇張 (*ghulāw*) への第一歩となるとして、それに反対意見を述べた。それに対して Mufid は、予言者、ならびにイマームの絶対的無謬を主張した。(E. I. Art. *Shi'a*.)

93 問—イマームが無垢なものでなければならないという根拠はなにか。

答—その根拠として、いくつかの理由を挙げることができる。第一は、もしイマームが誤謬を犯すならば、そのイマームを導くため、どうしても他のイマームが必要となる。さらにそのイマームについても同じ問題が生じ、この連鎖が無限に連続することとなって、結局、証明をどこまでも他にもとめつけなければならないことになってしまうからである。

第二に、もしイマームが誤謬を犯す場合、その行為を邪悪なものとしなければならぬか否かのいずれかである。その行為を邪悪なものとしなければならぬとすると、イマームの信仰上の地位は失墜して、それ以上だれもかれに服従しなくなってしまふ。イマーム任命の目的がそれに人々を服従させることである以上、それでは目的が失われることになってしまう。またもしその行為を恥ずべきものともしもみなくてもよいのであるならば、「不当行為の禁止」(*nahy min munkar*) の義務 (*wujūb*) は放棄されてしまい、それでは誤った結論となる。

第三に、イマームはイスラム法 (*Shar'*) の守護者である。もしイマームが無垢でないならば、だれもかれにイスラム法の守護を安心して任すことはできなくなる。

94 問—アッラーの予言者(マホメット)につづくイスラム教会 ('*umma*) のイマーム指導者はだれか。

答—アブー・ターリブの子アリーである。

95 問—かれを何にもとづいてイマームと認めるのか。

答—神、ならびに予言者から継続的に示された神聖なテクスト (*naṣṣ*) にもとづいている。神から降された啓示 (コーラン) はつぎのように述べている。「まことに汝らの『元首』(*walī*) はアッラーとその予言者、ならびに信仰し、礼拝を實踐し、ザカートを施し、跪拝するものたちである。」(*innamā walīy-kum Allāh wa Rasūl-hu wa al-dhīna 'āmanū al-dhīna yuqīmūna al-ṣalāt wa yu'tūna al-zakāt wa hum rākī'ūna.*) (章節不明)。

注 *walī* とは権限をもつもの (*mutaṣarrif bi-l' istihqāq*) を意味する。文頭の「まことに」(*innamā*) は、主権がつぎの三人に限定されることを明示する。その第一は至高の神であり、そ

11世紀初頭の12イマーム派のイスラム教理問答

の奴隸（人類）を支配する。第二のものはその予言者で、全教会（*‘umma*）の支配（*lašarruf wa wilāya*）の権限をもち、三のものはイマームであり、自らの帰依者たちの支配権をもっている。*wilāya* はここでは、神と予言者をそれぞれ単数形であらわし、最後者を複数であらわしている。何故ならば神と予言者に複数形はありえないのに対して、イマームは複数であり、各イマームはそれぞれ予言者の後継者であるからである。ハディース（*kh̄abar*）は、このコーランの節が、アリーに関して降されたことは確証している。それはアリーが跪拜の姿勢のまま、自分の指輪を乞食に恵み施したときのことをあらわしたものであるという。Ibn Shahrāshūb, *Munāqib* ならびに同著 *Mutashābih al-Qur’ān* を参照。同書によると、このコーランの節は、アリーの元首権とともに、他のイマームたちのイマーム権の証拠をも明らかにするものである。

訳注 このコーラン解釈は、12イマーム派独自のコーラン解釈を示すものとして注目を要する。なおコーランに出る *walī* には元首、支配者の観念が見当らず（cf. E. I.），これは *wilāya*（cf. E. I.）と混同した解釈でなかろうか。

また神はつぎのように語っている。「本日、宗教を汝のために完成し、自分の恩寵（*ni‘ma*）を汝らのあいだに満たした。」（章節不明）。さらにつぎのような神の語がある。「予言者よ、汝の神から汝に降ったものを人々に伝えよ。」同じくつぎのように神は語っている。「もしかれら手向うつもりなら、よくきけ。神とガブリエル、ならびに義しい信徒たちもその守護者（*mawlā*）であるぞ。」また神のつぎのような語を挙げることができる。「云え。いざ来りてわれらの息子たち、汝らの息子たち、そして自分らの妻たち、汝らの妻たち、われら自身、汝ら自身によびかけよう。」（章節不明）。その他（コーランの啓示）同様である。

以下は神の予言者がこの問題について語ったハディース（*akhbār*）である。^{註1)}

イ 「汝は私の（なき）あと、私の後継者である。」

ロ 「汝は私の指定遺言執行人（*waṣī*）であり、借財返済者（*qāḍī dainī*）である。」

ハ 「彼を信徒の首領（*amīr al-mu‘minīn*）とみなして従え。」

ニ 「汝らのうち最上の裁判官はアリーである。」（*wa aqḍā-kum ‘Alī.*）

ホ 「彼から学べ。彼に教えることはない。彼にたずね、従え。」

ヘ 「私を元首（*mawlā*）とするものは、だれでもアリーがそのものの元首となる。」

ト 「汝（アリー）は私に対しては、モーゼに対するアロンの如きものである。まことに、私のあとには予言者はない。」^{註2)}

チ 「神よ、すべての人間のうち、もっとも親愛なものを私のまえにつれ来りまして、そのものとともにこの鶏をいただくことができますように。」^{註3)}

リ 「私は学問の都（*madīnatu’l-‘ilm*）で、アリーはその門（*bāb-hā*）である。」

ヌ 「これら二人（ハサン、フサイン？）は最上の馭者であり、彼らの父はそれら二人よりも上手である。」

ル 「神とその予言者を愛し、同時に神と予言者も彼を愛すもの、戦闘に決して敵に背をむけないもの、その家の兄弟が予言者とながり、予言者が自分の娘を与えたもの、そして予言者が自分のターバンをそのものの頭に結び、自分の駱駝に座らせたもの（その他その後継者たること、およびイマームたることの証拠をもつもの）に私はこの旗を明日授けることにする。」^{注4)}

注1) これらハディースの註解として、Majlisi, *Bihār al-Anwār*, および Mir Sayyid Ḥamid Ḥusain, *'Abaqāt al-Anwār* を参照。

2) この一連のハディースは、アリーが予言者の教団において、他のものよりも優先することを議論の余地なく示している。予言者が教団になく、また没したとしても、アリーがムスリムたちの元首 (wali amr) であるという証拠を提供している。アロンもモーゼに対して同様の位置にあり、予言者たるモーゼの賛助者であったではないか。このハディースはアリーに対するアロンの優越を確証する。ただ后者が予言者たる資格をもつことを除外している。

3) この伝承は、「ロースト・チキン」のハディースとして知られている。この物語については、*Yunābi' al-Mawadda* の書を見よ。同書には、予言者とイマームたちの徳目の諸伝説が記録されている。

4) このハディースを、予言者はハイバルの戦いの日、アブー・バクルとウマルが逃亡したのち、アリーの威厳を顕彰するために述べた。

96 問—アリーにつづくイマームはだれか。

答—その息子ハサン(Ḥasan), ついでその弟のフサイン (Ḥusain), ついでその息子アリー ('Alī. 称号 *Zain al-'Abidīn* 「敬虔なものの飾り」), ついでその息子ムハムマッド (Muḥammad. 称号 *Bāqir* 「学問に精通したもの」), ついでその息子ジャウファル (Ja'far. 称号 *Ṣādiq* 「誠実なもの」), ついでその息子ムサー (Mūsā. 称号 *Kāzīm* 「感情を抑制するもの」), ついでこの息子アリー (称号 *Reḍā* 「神をよるこぼすもの」), ついでその息子ムハムマッド (称号 *Taqī* 「神を畏れるもの」), ついでその息子アリー (称号 *Naqī* 「よごれやきずのないもの」), ついでハサン (称号 *'Askarī* 「軍営のもの」), 最後は、未来のメシア (*Mahdī*) たるマホメット家のカーイム・ル・マカーム (*Qā'im al-Maqām*) が後継者である (彼および彼らすべてのうえに、神よ, *salām* をたれ給え)。

注 これらイマームの徳については、徳目 (*manāqib*) の諸書、および自著 *Mukhtaṣar* を参照。

97 問—上に挙げられた各々がイマームであるという証明をなせ。

答—それはつぎのようにして証明される。予言者がそれらイマームを継続(継承)的に (*tawātur*), 自分の後継者として指名なきった。^{注1)} このようにして, 予言者はフサインについて次のように述べておられる。「このわが子(実際は孫)は, イマームである。これはイマームの子であり, また(他の)イマームの兄弟であり, それにつづく9人のイマームの父である。その9人目のものは全イマームのカーイム(*Qā'im*)であって, 地上が暴逆で充つとき, 正義と平等をあまねく行きわたらせる。」またマホメット家のカーイム(*Qā'im al-Mhd.*) に関して予言者はつぎのようにして述べておられる。「地上に終末の時が目前に迫るとき, 神は時間を延長させて, 自分と同名 (*ism*) 同姓 (*kunya*) の, 自分の子孫の一人を起ち上らせて, 暴逆に充ちたあとの大地に, 平等と正義を行きわたらせる。地上のすべてのものは彼に服従しなければならぬ。」同様に各イマームはつぎのイマームを自分の後継者として指名した。彼ら一神のサラームがその上にあれかし—によって, いくつもの奇蹟^{注2)} (*mu'jizāt, karāmāt, Pr. nayārastanihā*) が演じられた。それらの奇蹟は彼らだけに帰せられるもので, 例えば岩を軟くすること, 岩に印を押すこと, その他が挙げられる。

注1) 継承 (*tawātur*) の証拠はアリー, ハサン, フサイン, メシアのカーイムについては明白である。しかし他のイマームについても継承は詳しく調べてみるならば確証できるようになるであろう。

2) 学者は奇蹟の顕現をもって予言者たることを主張し, それに挑戦する予言者のしるしと述べている。しかし予言者の後継者に奇蹟があらわれることは, その顕現が宗教に支持される限り矛盾が生じない。すでに論述したように, 奇蹟をあらわすことは, 自己の主張に対するその演者の言が正しいことを立証することである。したがってその奇蹟によってイマームたることを主張するものの言の正しさを推定することに何の不都合があろうか。

98 問—現在イマームはどなたになっているか。

答—マホメット家のカーイムであり, 未来のメシアであらせられるムハammad・ビン・ハサン・アスカリーである(その上にサラームあれかし)。

99 問—その御方は現存しておられるかそれとも未来に出現されるか。

答—その御方はその父君ハサン・ビン・アスカリーの御世からずっと存在しておられる。^{注3)} しかし姿を隠されて生きておられる。それは神の命によって起ち上り, 被面をとって外部にあらわれ, 圧制に充ちた地上に平等と正義を行きわたらせる目的があるためである。

注 多くのものはイマーム派について, マハディー死后11世紀后なおイマームが生存している

と考えている点を批判する。それに対してつぎのように答えることができる。科学、ならびにコーランは人間の寿命を数百年まで可能と認めている。コーランに曰く。ノアの寿命は950年に達した、と。ここにこの問題に関する科学の側の証言を、一医師の証言をもとに引証する（カイロ出版 *Majalla al-Muqattaf*, vol. 5, p. 239 所収）。

それによると、「十分信頼すべき科学者が云うには動物の肉体の組織は無限に生存可能である。人間が数千年にわたり生存し、その生命を断つ原因となる諸事故が生じないというようなことは可能である。これはたんなる推測でなく、実験からえられた結論である。」また同誌24頁に、「最近の諸実験によれば、人間は年老いて、80、100才に達したから死ぬのではない。人間の死は人体の一部に危険を与えて死に到らしめる諸事故による。人体各部は相互に関連しているためその一部の破滅、死滅は他の部分の死滅の原因となる。これら諸事故をとり除けるように科学が進歩すれば、人間の生命が延長して数百年生存することは可能となる。」

100 問—その御方が現存するという証明はどのようになされるか。

答—それはつぎのように証明できる。およそいつの時代にもイマームがおられなければならない。さもなければ、世にはイマームが不在のままとなる。このようなことは、その存在自身神の恩寵 (*luṭf*) であり、しかも至高の神にとって恩寵がいつの世にもその御業を義務づけるものであるという原則に反することになる。

101 問—その御方は何の理由でお隠れになったのか。

答—敵多く、味方がすくないためである。そのお隠れは神の御都合からでたものであろう。

注 彼は二度隠れた。一度目は短期のもの (*ghaibat ṣuḡhrā*) で、約70年間であった。その理由は敵多く、味方がすくなかったことによるのであろう。二度目は長期 (*ghaibat kubrā*) で、神のみその秘密を知っている。神はカイクが指定の時以外に登場する許可を与えない。各宗教 (*‘umma*) にはそれぞれ秘密があるもので、このことはマホメット家の秘密 (*asrār*) の一つである。

102 問—上述のようにイマームの存在は恩寵であり、恩寵が神の御業を義務づけていると説くが、それならばイマームが隠れている場合には、至高の神が義務的行為 (*amr wājib*) の遂行に欠陥 (*akhlāl*) を生ずることになる。神はこのような行為を超越し、偉大であるか。

答—イマームについて恩寵が神の御業を義務づけるという意味は、つぎのようなことである。神はイマームを任命し、宗教的義務を履行しうる成人 (*mukallaf*) をもってイマームとした。これを果されたのは至高の神である。かくして神はその義務的行為に欠陥を来されなかった。彼らのいう神の業の欠陥とは、神の臣民 (*ra‘iyat*) の

11世紀初頭の12イマーム派のイスラム教理問答

側からでたものである。人々は神に従い、イマームの積極的の命令(*amr*)と禁止(*nahy*)に服従し、神をもって、それ自身恣意的なものとみなすことこそ人々の義務である。人々がこのようにしないならば、はては神の義務的な御業に欠陥を生ぜしめ、自らの手で死滅を招くことになる。

103 問—イマームが御姿をあらわし、隠れた場所から外部にあらわれるとき、その御方を識別する方法はなにか。

答—イマームを識別する方法は、イマームの手であきらかにされる奇蹟によってである。

(筆者は大阪外国語大学助教授)

(p. 30 “彙報” のつづき)

9日京都発ワシントンのアジア研究会議に出席4月9日帰国された。○織田武雄氏(京大文学部教授・本会副会長)ほか諸氏の「西アジア」(誠文堂新光社:世界地理風俗大系12)は2月15日発行。○薮内清氏(京大人文科学研究教授)の「中国古代の科学」は2月15日発行(角川新書)。○岩本裕氏(京大文学部講師)の「仏教説話」(筑摩書房グリーンベルト・シリーズ)、「仏教入門」(中公新書)、「法華経」中巻(岩波文庫)は夫々2月15日、同25日、3月16日発行。○川喜田二郎氏、梅棹忠夫氏は夫々3月21日、同24日帰国された(本誌前号参照)。○服部正明氏(京大文学部助教授)はハーヴァード大学に研究後、欧州インドの諸大学歴訪の上3月27日帰国された。○田村実造氏(京大文学部教授)編「イブン・ハルドゥーン」の『歴史序説』上巻(アジア経済調査研究双書第107集)は3月30日発行。同教授の序のほか、イブン・ハルドゥーンの生涯(羽田明氏)、「歴史序説」の内容紹介(田村実造氏)、「歴史序説」研究の回顧と展望(羽田明氏)が付せられ、翻訳は藤本勝次助教授と清水誠氏が担当、田村・羽田両教授が訳文(pp. 47-572)の校閲に当たられたもの。○村田薮之亮氏(阪大文学部教授)は3月末停年退官された。○応地利明氏は名大文学部地理学助手に新任された(4月1日)。○井本英一氏(広大文学部講師)は大阪外国語大学助教授に、吉賀勝郎氏も同外大講師に夫々転・新任された(4月1日)。○足利博氏(京大文学部長・同教授、本会会長ほか)は3月末文学部長を任期満了され、つづいて京大東南アジア研究センター管理委員長、京大アメリカ研究センター副委員長をも辞任された。5月9日満63才を迎えられた同教授の記念事業会も近く始動の態勢にある。○井上智勇氏(京大文学部教授)は4月1日京大文学部長に就任、同10日には京大アメリカ研究センター副委員長に就任された。○田中四郎氏(大阪外大助教授)の「アラビア語文マタイ伝抜萃」は4月10日発行(大阪外大マナーラ会)。同氏には更にアラビア語関係の労作が進行中。○羽田明氏(京大教授・本誌編集長)はパリ大学都市の日本館々長として4月23日羽田発赴任された。任期2年の間、明代から清代初期へかけての中央アジア史の諸問題をも研究調査される。○杉勇氏は4月24日羽田に帰着された(本誌前号参照)。○岸本通夫氏(大阪市大助教授)5月10日羽田発、トルコ、オーストリア、チェコ、ドイツ、ベルギー、仏、英、スペイン、イタリア諸国の各大学及び研究所を歴訪、仏語学、roman語学及び言語学の研究、並びに同教授法調査の上7月28日帰国される予定。○佐藤長氏(京大文学部助教授)の「フッラン・テプテル」(簡葉正就氏と共訳)は5月20日発行(法蔵館)。○吉田光邦氏(京大人文科学研究教授・本誌編集部員)は京大東南アジア研究センターから派遣されて6月1日発、東南アジア諸民族の物質文化の研究調査のためタイ及びマレーシア連邦に赴き6月末帰国される予定。○棚瀬襄爾氏(京大文学部助教授)は同上研究センターから派遣されて6月1日発、東南アジア、主としてマレーシア人社会の文化人類学的研究調査のためマレーシア連邦を主とし、その他タイ、インドネシア、フィリピンをも歴訪後10月1日帰国される予定。